

平成26年11月12日（水）

【女性活躍・子育て支援に関連する事業】

舞台芸術創造力向上・発信プラン
（文部科学省）

トップレベルの舞台芸術創造事業

(26年度予算額 31.5億円)
27年度要求額 34.4億円

目的：我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となっているトップレベルの芸術創造活動を支援することにより、我が国の舞台芸術水準の飛躍的向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成し、「文化芸術立国」の推進に資する。

【対象団体】

舞台芸術の水準を向上させる牽引力となっている我が国のトップレベルの芸術団体

【対象活動】

- (1) 年間事業支援型 (27.9億円)
年間の舞台芸術創造活動 (77団体)
- (2) 事業単位支援型 (3.4億円)
舞台芸術創造活動 (56事業)

新規 (3) 多言語対応支援 (106公演) (2.7億円)

新規 (4) 子育て支援 (160公演) (0.2億円)



【支援方法】 (平成23年度より)

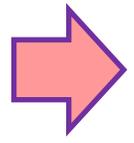
- ・ 1事業単位又は一定期間を見越して事業が実施できるよう、年間の優れた活動を継続的に支援。
- ・ 収支差補助を見直し、創造活動に係る経費を支援。

新規 ・ 日本語を母語としない海外から来る鑑賞者が楽しめるように字幕やパンフレットの多言語に係る経費を支援

新規 ・ 子育てをするアーティスト等が舞台上で活躍できるよう、保育士の配置等に係る経費を支援

【効果】

- 我が国の舞台芸術水準の更なる向上
- 国民の優れた舞台芸術公演の鑑賞機会の充実
- 海外からの観光客の増加
- 女性の活躍



- ・ 優れた作品が財産として蓄積される
- ・ 心豊かな生活、国民の創造性の向上
- ・ 経済の発展、我が国の文化芸術の普及
- ・ 創造活動の活性化



趣旨

【平成27年度要求額 0.2億円】

我が国の芸術の水準を向上させる牽引力を有するトップレベルの芸術団体で活躍する、子育て中のアーティストや舞台スタッフが継続的に創造活動に携われるよう、公演日や公演の練習日において託児のための経費の一部を支援する。

背景

【政府全体の動き】

■日本再興戦略改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)

- ・ 仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む事業主への支援などを拡充……との記述

■経済財政運営と改革の基本方針2014 について(平成26年6月24日閣議決定)(いわゆる骨太の方針)

- ・ 仕事と子育て、介護の両立を進める企業への支援、女性のライフステージに対応した支援等を進める……との記述

【現状と課題】

○舞台芸術における公演及び練習日は土日、祝日を問わず行われ、午後から深夜に及ぶことが多い。

○芸術団体と団員との間には雇用契約がない(出演料による請負契約)場合が多く、就労時間が不安定。



出産・子育てをしながら芸術活動を継続するとしても、公的保育施設が利用しにくい現状がある。



出産・育児に専念するか、芸術活動に専念するかを選択をせまられ、**出産・子育てを契機に辞める実演家等も多い。**



芸術水準の向上の大きな障壁、芸術文化の振興における損失

支援内容

■支援対象者 …… 実演家や舞台スタッフ ■支援対象の子供 …… 小学校就学前の子供

■支援対象日 …… 公演のための練習日及び公演本番日

■支援対象経費 …… 芸術団体がベビーシッター等を配置する場合や、実演家等が子供を託児施設に預ける場合に係る経費

■経費の上限 …… 時間単価1,500円を上限、1活動(公演)当たり30日を上限(27万円を上限)

子育てしながら芸術活動の継続が可能 → 出産・育児を契機として辞める実演家等が減少

才能ある実演家等が芸術活動を続けることにより実演家等の層の厚みが増す

我が国の芸術水準が向上

期待する効果

